



innoventier 弁護士法人
イノベンティア
Power for the Business

企業法務相談室

【第69回】

弁護士 秦野 真衣

2010年京都大学法学部 卒業、2012年3月京都大学大学院
法学研究科法曹養成専攻修了、同年司法試験合格。2013年
に弁護士登録(大阪弁護士会)、国立大学法人におけるイ
ンハウス弁護士としての勤務を経て、2019年12月か
ら弁護士法人イノベンティアに勤務。

電気通信事業法の改正（いわゆる Cookie規制）について

一・電気通信事業法と今回の改正の背景

電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七〇号）が令和四年六月一三日に成立し、令和五年六月一七日までに施行される予定となっています。今回の改正では、特に、「外部送信規律（利用者に関する情報の外部送信に関する規律）」が注目を集めています。

外部送信規律とは、簡単に言うと、オンラインサービスを提供する場合において、Cookie等を用いて利用者の閲覧履歴等の情報を広告会社など外部に送信する場合などは、あらかじめ利用者を確認の機会を与えることを対象となる電気通信事業者に対して求めるものであり、Cookie規制とも言われています。

利用者の閲覧履歴等の情報は、個人を特定しない情報であるため、個人情報にはあたりません。そのため、これまでターゲットティング広告（個人の興味関心に合わせた広告配信）等の目的で、事業者が利用者の同意なしに広告会社に提供していました。しかし、利用者の意図しない形で情報が集積され分析されることから、欧米ではプライバシー保護の観点から規制が進んでおり、日本でも今回の改正により規制がなされることとなりました。電気通信事業法は一部の通信事業者に適用がある法律だと思われがちですが、「電気通

二・「電気通信事業」とは何か

「電気通信事業」とは、「電気通信役務」を他人の需要に応ずるために提供する事業をいいます（法二条四項）。「電気通信役務」とは、電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること（法二条三項）をいい、電話等の他、いわゆるオンラインサービスも含まれるのがポイントです。

電気通信事業を営む者のうち、他人の通信を媒介し、又は電気通信回線設備を設置する事業者は、電気通信事業者として登録又は届出をしなければならぬことになっています（法九条、一六条）。具体的には、固定・携帯電話事業者のほか、インターネット接続サービス事業者、利用者間のメッセージ媒介サービス事業者、Web会議システム事業者がこれにあたります。

一方、電気通信事業を営む者であっても、他人の通信を媒介せず、かつ電気通信回線設備を設置しない者（法一六四条一項三号、い

今回の相談

弊社は、オンラインのショッピングモールを運営しています。電気通信事業法が改正されて、Cookie規制が導入されるようですが、弊社に何か影響はありますでしょうか。

わゆる第三号事業者）等については、原則として、登録・届出は不要とされています。これには、オンライン検索サービス、オンラインショッピングモールや各種SNSアプリの提供を行う事業者などが該当します。今回のご相談の場合は、オンラインショッピングモールを運営しているということ、第三号事業者にあたり、上記の登録や届出については不要ということになります。

三・外部送信規律の具体的内容

今回の改正では、（一）電気通信事業者及び第三号事業者を営む者のうち一定の者（対象事業者）が、（二）利用者の電気通信設備を送信先とする情報送信指令通信を行うおとするときは、（三）送信される利用者に関する情報の内容などについて、当該利用者に関する機会を付与しなければならないこととされました（法二七条の一）。

（一）対象事業者

本規制は、電気通信事業者又は第三号事業を営む者（内容、利用者の範囲及び利用状況を勘案して利用者の利益に及ぼす影響が少なくないものとして総務省令で定める電気通信役務を提供する者に限る。）に適用されることとなっています（法二七条の一）。

本規制の対象となる「総務省令で定める電気通信役務を提供する者」は電気通信事業法施行規則（二二条の二の二七各号）において定められ、具体的には、メッセージサービス、ウェブ会議システム、SN

S、オンラインショッピングモール、検索サービス等が該当することとなる見込みです（総務省事務局「外部送信規律に係る電気通信事業者における個人情報保護に関するガイドラインの解説案について」（二〇二二年一月二二日）（以下、「ガイドライン解説案」といいます））。

（二）規制の対象となる行為

次に、規制の対象となる「利用者の電気通信設備を送信先とする情報送信指令通信を行うおとすとき」とはどういう場合かを見ていきたいと思います。

「利用者の電気通信設備」については、コンピュータやスマホ、タブレットなど、サービス利用者が使っている端末が典型例となります（ガイドライン解説案）。「情報送信指令通信」については、具体的には、Web広告などにおいて、事業者がサービス提供時に利用者のパソコン等にWebサイトに埋め込まれたタグを送信するなどして、利用者のパソコン等に記録された「利用者に関する情報」（閲覧履歴、入力履歴等）を、「利用者以外の者の電気通信設備」、すなわち広告業者等の外部のサーバーなどへ送信させるような場合が想定されています。

なお、電気通信サービス利用に必要不可欠な情報（OS情報、画面設定、言語設定に関する情報など）を取得する場合や、利用者の識別のためにIDを当該事業者自身の電気通信設備に送信先させる場合（いわ

ゆるFirst Party Cookie）などについては対象外とされています（法二七条の一、二第一号および二号）。

（三）確認の機会（法二七条の一、二柱書・第三号・第四号）

（二）でみた規制の対象となる行為をしている事業者については、原則として、当該通信によって何が、誰に送信されるのか等、あらかじめ当該利用者に通知し、又は容易に知り得る状態に置くことが求められます（法二七条の一、二柱書）。

「通知又は容易に知り得る状態に置く」については、Cookieポリシーの公表などが考えられ、当該ポリシーにおいて、送信されることとなる利用者に関する情報の項目や、送信先の名称などを記載しておくことが考えられます。その際には、平易な表現を用いること、文字が適切な大きさで表示されること等、利用者にわかりやすい形で行うことが求められます（同法施行規則二二条の二の二八、ガイドライン解説案）。ただし、当該利用者が同意している場合（法二七条の一、二第三号）や、オプトアウト（本人に拒否する機会を与える）措置をとっている場合（同条第四号）についてはこの限りではありません。

四・おわりに

オンラインビジネスが拡大したことにより、電気通信事業法は、幅広い事業者に関連する法律になっています。対象事業者の範囲や確認の機会の付与についての具体的な方策については、まずは現在発表されているガイドライン案を参考に、Web広告の利用などがある場合には、施行日までにポリシーの整備等の対応を検討することが望ましいでしょう。